総務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2151

ご寄附をいただきありがとうございました

令和5年度上半期に次の方からご寄附・ご寄贈がありました。ご趣旨に沿い、有効適切に活用させていただきます。

■古寺伸二様
■嵐山町自動車整備組合様
■ユタカ技研労働組合様
■柴志郎様
（受付順）

その他匿名希望の方からも、多くのご寄附・ご寄贈をいただきました。

税務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2153

償却資産（事業用資産）の申告をお忘れなく

町内に償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（取得年月日・取得金額・耐用年数等）について申告が必要です。前年度に申告いただいた方には、12月中旬に申告書を送付いたします。令和5年1月2日以降に新たに事業を始めた方は申告書を送付しますので、ご連絡ください。

また、個人宅に設置されている発電出力が10kW以上の太陽光発電設備についても、売電を行っている場合は償却資産に該当し申告が必要となります。ただし、家屋に一体の建材（屋根材等）として設置されているものは、家屋として評価されるため申告不要です。

申告期限 令和6年1月31日（水）

建物を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・建物等の所有者に、その後1年間の税額を負担していただく制度です。

令和5年中に建物の一部や全部を取り壊した場合、「家屋滅失申請書」の提出をお願いしています。取り壊した建物は、翌年度から固定資産税が課税されません。しかし、届出がないと課税してしまう場合がありますので、お忘れのないようお願いします。また、既に取り壊しているのに納税通知書にその建物が記載されている場合も同様に届出をお願いします。その際に取り壊した日付が分かる解体の領収書などの書類もお持ちください。申請書は、町のホームページまたは税務課窓口に用意してありますのでご利用ください。

なお、取り壊し（滅失）登記がお済みの方は、届出の必要はありません。

町税の期限内納付

町税は、私たちの暮らしを支える様々な施策の貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。納期限を経過しても納めなかった場合は、延滞金が加算され、納付が困難になるだけでなく、納税者の意思に関わりなく滞納処分（不動産・給与・預貯金等の差押）を受けるほか、社会的信用を失うなど不利益を受けることにもなりかねません。

納期内納付にご協力をお願いいたします。

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

《要予約》マイナンバーカード手続きのための特別開庁

日 12月16日（土） 9時～12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。

窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います（無料）。

平日の業務時間内に来ることが難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。

東松山斎場年末年始の業務日程

問 東松山斎場 TEL0493-22-4279

区分／日付	火葬	通夜	葬儀・告別式
12/27	○	×	○
12/28（友引）	×	○	×
12/29	○	○	○
12/30	○	○	○
12/31	○	×	○
1/1～1/2	休業		
1/3（友引）	×	○	×

年金額に上乗せできる付加年金制度

第1号被保険者・任意加入被保険者は定額保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

▼**留意点**

①受取る年金額は定額のため物価スライド（増・減額）しません。

②国民年金基金に加入中の人は利用できません。

国民年金の任意加入制度

年金加入期間が短く、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方や受給資格はあるが受け取る年金額を満額に近づけたい方は、本人の希望により国民年金に任意加入することができます。

任意加入には65歳まで加入できる「任意加入被保険者」と65歳から70歳まで加入できる「高齢任意加入被保険者」の2種類があります。

▼**任意加入被保険者（65歳未満の方）**

①日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、被用者年金制度（厚生年金・共済組合など）から老齢または退職を理由とする年金を受けることができる方

②日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方

③日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方

▼**高齢任意加入被保険者（65歳以上70歳未満の方）**

①日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の方で受給資格期間を満たしていない方

②日本国籍を有し海外に居住する65歳以上70歳未満の方で受給資格期間を満たしていない方

▼**留意点**

①資格取得日は、資格取得申出書の提出日になります。

②任意加入期間は、保険料免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請はできません。

③保険料の納付方法は、原則口座振替となります。

セルフメディケーション

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。具体的には、日頃から自分の健康状態と生活習慣をチェックし、ちょっとした体調不良の際に、薬局等で市販されている医薬品（OTC医薬品）を上手に使って、自分自身で健康の維持や病気の予防・治療にあたることです。

＜メリット＞

①健康管理の習慣が身につく

②医療や薬の知識が身につく

③疾患により、医療機関で受診する手間と時間が省かれる

④通院が減ることで、医療費の増加を防ぐ

⑤セルフメディケーション税制で所得控除が可能に

このセルフメディケーションを一人一人が実施することで、医療費の削減効果も大きくなります。

まずは、普段から適度な運動と栄養バランスのよい食事、十分な睡眠時間を確保し、体に備わっている自然治癒力を高めておきましょう。

リフィル処方箋

●**リフィル処方箋とは**【1枚の処方箋で、最大3回までお薬の処方を受けられます】

令和4年4月から国の制度として新たに導入されました。症状が安定している方に対して、医師がリフィルによる処方が可能と判断した場合に、処方箋の「リフィル可」欄にレ点を記入し発行される繰り返し使用できる処方箋です。

※新薬や麻薬、向精神薬、湿布薬など一部のお薬は処方ができません。

●**リフィル処方箋のメリット**

通院の回数を減らすことができ、医療費を抑えることも含め、負担軽減が望めます。また、患者様本人だけでなく、医療機関の混雑緩和や医療従事者の負担軽減にもつながります。

●**リフィル処方箋の処方を受けるには**

【実際に使ってみましょう】

処方は医師の判断となりますので、気になる方は、まず主治医の先生に相談してみましょう。また、初回処方箋の有効期限は一般の処方箋と同じ4日間となりますのでご注意ください。なお、リフィル処方箋を受け取っていても、気になる症状や体調の変化があれば医師の診断を受けることができます。

まちづくり整備課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0721

地区計画の案の縦覧

東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条第1項に基づく、嵐山町地区計画等の案の作成手続きに関する条例により、地区計画等の案を次のとおり縦覧します。

○**地区計画等の案の縦覧**

縦覧内容 花見台地区地区計画変更の案

縦覧期間 12月4日（月）～18日（月）（土・日・祝日を除く8時30分から17時15分）

縦覧場所 まちづくり整備課

○**原案に対する意見書の提出**

対 嵐山町の住民及び利害関係人

提出先 まちづくり整備課

提出期限 12月25日（月）17時15分まで（期日必着）

※案については町ホームページでもご覧になれます。